



中国・四国支部 支部賞細則

2022年5月27日 中国四国支部幹事会承認

(目的)

第1条 本細則は、一般社団法人日本原子力学会(以下、「本会」という)中国・四国支部規約(0901-07)第5条に基づき、中国・四国支部(以下、「支部」という)あるいは本会の活動に貢献のあった個人、団体または学生の会員等に対してその功績をたたえることを目的とする。

(賞の種類および対象)

[支部功労賞]

第2条 幅広く原子力、放射線等の広報活動または学術・技術支援活動をおこない、支部ひいては本会の発展に顕著な貢献があった個人または団体に授与する。

[支部学術賞]

2 原子力・放射線等の分野における長年の研究歴並びに業績により総合的に判断し、支部ひいては本会において今後とも顕著な活躍が期待される個人または団体に授与する。表彰資格は、個人の場合はおおむね55歳以下の研究者とし、表彰を受けることができるのは個人、団体とも1回のみとする。

[支部奨励賞]

3 原子力・放射線等の分野において活発な研究活動をおこない、本支部ひいては本会において将来性のある若手研究者に授与する。表彰資格はおおむね45歳以下の研究者とし、表彰を受けることができるのは1回のみとする。

[優秀発表賞]

4 本支部が開催する中国・四国支部研究発表会において優れた発表をおこなった若手研究者(会員、非会員を問わない)に授与する。表彰資格はおおむね35歳以下の研究者とし、表彰を受けることができるのは1回のみとする。

(選考方法)

[支部功労賞、支部学術賞、支部奨励賞]

第3条 支部に所属する会員(自薦、他薦を問わない)は推薦書により候補者を推薦し、2月末までに支部長に提出する。支部長は支部幹事会に諮り、採否を決定する。表彰はそれぞれ年1件程度とする。ただし、いずれの賞も該当する対象がない場合は授与しないものとする。

[優秀発表賞]

- 2 支部幹事および顧問から審査者を選定し、中国・四国支部研究発表会における発表内容等を評価して3件程度を決定する。

(表彰)

第4条 支部功労賞、支部学術賞および支部奨励賞は支部大会において表彰し、「表彰状と記念品」を贈呈する。優秀発表賞は中国・四国支部研究発表会の終了時に表彰し、「表彰状」を贈呈する。

(選考結果の報告)

第5条 支部表彰をおこなった場合にはすみやかに選考過程ならびに選考結果等を本会理事会に報告しなければならない。

(改定)

第6条 本細則の改定は、支部幹事会が決定し、支部大会ならびに理事会に報告するものとする。

(その他)

第7条 推薦書様式は支部ホームページよりダウンロードして使用する。

附則

- 1 平成21年5月30日 中国・四国支部総会制定、同日施行
- 2 改定履歴
 - ① 平成23年3月17日 改定
 - ② 内規を細則に変更 平成28年5月21日 第1回中国・四国支部幹事会起案、平成28年5月24日 第1回表彰・推薦小委員会承認（改定前は、改定に表彰・推薦小委員会承認を必要としたため、今回まで表彰・推薦小委員会付議）
 - ③ 2019年9月20日 中国四国支部幹事会承認、2019年10月25日 第4回理事会報告
 - ④ 2022年5月27日 中国四国支部幹事会承認、2022年6月5日 第12回支部大会報告、2022年9月29日 第3回理事会報告

附則

- 1 平成23年3月17日改定の内規は、平成23年4月1日より施行する。
- 2 平成28年5月24日改定の細則は、表彰・推薦小委員会承認の日から施行する。
- 3 2019年9月20日改定の細則は、中国四国支部幹事会承認の日から施行する。
- 4 2022年5月27日改定の細則は、中国四国支部幹事会承認の日から施行する。